

療育手帳



知的障害のある方が、一貫した療育・援護を受け、様々な制度やサービスの利用をしやすくするための手帳です。東京都・横浜市では「愛の手帳」、埼玉県では「みどりの手帳」と呼ばれています。

● 対象

お住まいの地域の判定機関で、知的な障害があると判定された方が対象となります。
障害の程度の区分は、各自治体で異なりますが、概ね2～4の等級が設けられています。

● 手帳によるサービス

<日常生活のこと>

障害福祉サービスの利用（ホームヘルプサービスやショートステイ）、日常生活用具の給付、
通園施設・入所施設の利用 など

<経済的なこと>

税金の免除、公共料金の割引、医療費の助成、交通費の割引、タクシー券の交付 など

※お住まいの地域や療育手帳の等級によって異なりますので、申請窓口でご確認ください。

● 申請窓口

お住まいの地域の児童相談所

● 手続き方法

- ① 印鑑・写真（タテ3cm×ヨコ4cm）をご持参のうえ、児童相談所で療育手帳交付のための申請書を記入し提出します。
- ② 児童相談所等で、障害程度の判定を受けます。
- ③ 判定の結果、療育手帳が交付されます。（交付までに1～2カ月かかります。）